

国空無機第 57901 号
令和 6 年 10 月 25 日

NAKAYA 株式会社
代表者 中野 美保 殿

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

厳重注意通知書

令和 6 年 8 月 7 日に実施した貴社に対する立入検査において、以下の不適切事項が確認された。

(1) 入学申請者に提出を求める申請書添付書類の不備及び不保存

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和 4 年国土交通省令第 59 号。以下「省令」という。）第 12 条第 2 項においては、登録講習機関は入学申請書及びその添付書類を備え、無人航空機講習を修了した日から 3 年間保存することが規定されている。当該規定を踏まえ、貴社の無人航空機講習事務規程（以下「事務規程」という。）6-2 において入学申請書の添付書類について規定されており、民間技能認証等を有する者であって講習科目の一部の減免を受けようとする者は、該当する民間技能認証等の写し等を提出させることとされている。しかしながら、貴社においては講習科目の一部の減免を受けようとする者の民間技能認証等の写しが備えられておらず、また、保存されていなかった。

(2) 審査員研修を受講したのち審査員研修修了証明書の発行を受ける前の審査員による修了審査の実施

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 4 号に基づき、無人航空機講習事務の実施に際して、登録講習機関の講師は、登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和 4 年国土交通省告示第 951 号。以下「告示」という。）で定める基準に適合する研修を受講することが求められており、告示第 2 条第 3 項第 2 号においては、審査員研修修了証明書を保持している者に限り、登録講習機関の修了審査員として選任することとされている。しかしながら、貴社においては審査員研修を受講していたものの、審査員研修修了証明書が発行される前に、当該修了証明書を所有していない者が修了審査員として修了審査を行っていた。

(3) 実地講習における必修履修科目の未実施

法第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 1 号に基づき、無人航空機を飛行させる能力を習得させるための課程に係る必要履修科目の教育時間等の教育の内容及び教育の方法が告示で定める基準に適合するものであること等が求められている。しかしながら、貴社においては、一等に係る実施講習において、告示に規定される履修科目の一部を修了していない者に対して、修了審査を行い、修了証明書が発行されていた。

(4) 本来修了審査に合格していない者に対する修了証明書の発行

法第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 9 号に基づき、修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することが求められており、無人航空機操縦士実地試験実施基準等（以下「実施基準等」という。）において修了審査の実施方法を規定している。実施基準等においては、採点は 100 点からの減点式採点法とし、各試験科目終了時に、一等無人航空機操縦士実地試験であれば 80 点以上、二等無人航空機操縦士実地試験であれば 70 点以上の者を合格とすると規定している。しかしながら、貴社においては修了審査において適切な採点方法がとられておらず、実施基準等において定められる採点方法では合格基準点に達していない者に対して修了証明書が発行されていた。

(5) 通達改正に伴う事務規程変更の未実施

法第 132 条の 74 第 2 項においては、事務規程に無人航空機講習の実施方法、無人航空機講習に関する料金その他の省令で定める事項を定めておかなければならないこととされており、省令第 8 条においては、事務規程に記載すべき事項が定められている。さらに、登録講習機関の登録等に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）では事務規程に規定すべき事項の詳細を規定している。本年 6 月に取扱要領の改正が施行されたところであるが、貴社においては事務規程に記載すべき事項が記載されないまま講習事務が実施されていた。

(6) 事務規程に規定されていない講習料金の徴収

法第 132 条の 74 及び省令第 8 条に基づき、事務規程に無人航空機講習の料金を定めることが求められているが、貴社においては事務規程に記載されていない割引価格にて料金を徴収していた。

(7) 管理者による適切な定期確認の未実施

法第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 6 号に基づき、登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを定期的に確認することが求められているが、貴社においては管理者が確認事項を把握しておらず、記録等も確認できなかった。

(8) 模擬飛行計画を提示しない机上試験問題の使用

法第 132 条の 72 及び省令第 6 条第 9 号に基づき、修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行することが求められており、実施基準等において修了審査の実施方法を規定している。実施基準等においては、修了審査の机上試験では模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行うこととされているが、貴社においては模擬飛行計画を提示しない試験問題を使用して机上試験が実施されていた。

(9) 修了審査の口述試験における審査員による点検項目の指示

一等・二等無人航空機操縦士実地試験細則においては、口述試験（作動前点検、作動点検及び飛行後点検）では、日常点検記録の様式を受験者に提供し、試験員の指示に従って点検をさせることとしており、日常点検記録への記載漏れがあった際には減点を行うこととしているが、貴社においては点検箇所を個別に指示し受講生に確認させており、記載漏れがほぼ起こらない方法で口述試験が実施されていた。

(10) 実地講習実施計画書に記載すべき事項の未記載

取扱要領においては、実地講習実施計画書に記載すべき項目が定められているが、貴社においては、実地講習実施計画書の様式に、講習の日程、講習会場等の記載欄がなかった。

(11) 帳簿に関する資料の別個での管理等

省令第 12 条においては、帳簿に記載すべき事項を定めているが、貴社においては、管理者が帳簿に記載すべき事項を把握しておらず、また、それらに関する資料が一括で管理されていなかった。さらには、事務規程で帳簿に記載する事項を規定しているが、省令の内容と整合していなかった。

(12) 講習記録簿における記載事項の未記載

貴社の事務規程において、講習記録簿（学科及び実地）の受講日や時間数等を記載する様式が定められているが、貴社においては学科、実地ともに講習後に時間数が記載されていなかった。

(13) 日常点検記録簿の記載方法の誤り

無人航空機の飛行日誌の取扱いに関するガイドラインにおいては、飛行記録の記載事項及び方法が定められているが、貴社においては複数の飛行記録を同一用紙に記載する等、不適切な方法で記載が行われていた。

(14) 修了審査等における保護眼鏡の未着用

貴社の事務規程においては、修了審査等については、別添「講習に必要な設備及び備品一覧表」に定める設備及び備品を使用して行うと定められているが、講習に必要な設備及び備品一覧表に記載されている保護眼鏡を着用せず修了審査等が実施されていた。

これらの事項については、以下の理由により、不適切事項に該当する。

(1) について、入学時に提出すべき添付書類の不備及び未保存は、省令第12条第2項に違反するものである。

(2) について、審査員研修修了証明書を保持していない者が修了審査員として修了審査を行っていたことは、法第132条の72、省令第6条第4号及び告示第2条第3項第2号に違反するものである。

(3) について、必要な履修科目を履修していない者に対して修了審査を行い、修了証明書を発行したことは、法第132条の72、省令第6条第1号及び告示第1条第1項に違反するものである。

(4) について、本来は修了審査に合格していない者に対して修了証明書を発行したことは、法第132条の72及び省令第6条第9号に違反するものである。

(5) ～ (14) については、登録講習機関の無人航空機講習事務として不適切な事項である。

以上のことから、貴社において、以下に掲げる個人的及び組織的な問題があると判断されることから、嚴重に注意する。

- 法令、規程等の内容についての理解が不足している。
- 法令、規程等の遵守についての意識が不足している。
- 不適切事項発生を防止する管理体制がない。

については、これらの事項を是正するために必要な措置を速やかに講じるとともに、これらの事項に関する発生経緯及び原因を調査し、再発防止策を検討の上、令和6年11月25日までに報告されたい。

なお、無人航空機講習の適切な実施のためには、法令、事務規程等を遵守するとともに、会社組織として自ら不適切事項を防止する仕組みを構築する等の取組が必要であることから、今般の不適切事項に係る再発防止策の策定にあつては、少なくとも以下を考慮することが必要と考えられる。

ア 法令、事務規程等の内容に係る理解の確実化

管理者は、自らが法令、事務規程等に規定される内容について理解を深めるとともに、無人航空機講習事務に関わる従業員が法令、事務規程等に規定される内容について確実な理解を得るよう、十分な教育を実効性のある手法により実施できる体制を構築し、一過性の対処とすることなく、継続的に実

施していく必要がある。

イ 法令、事務規程等に従った無人航空機講習事務を最優先とする意識の醸成及びコンプライアンスの徹底

法令に基づく制度に基づき、国家資格付与を目的として登録講習機関における無人航空機講習事務が行われることから、管理者はもとより、全社員に対して、法令及び事務規程に従った無人航空機講習事務を最優先する意識の醸成並びに法令及び事務規程等の遵守の重要性に係る認識の植え付けを行うとともに、これを継続して実施する必要がある。

ウ 不適切事項発生を防止する管理体制の構築

管理者のみならず全従業員で迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、法令及び事務規程に従った業務を確実に行うことができる環境や不適切な事案を的確に把握・是正可能な仕組みを整備するなど、上記に掲げる不適切事項発生を防止する管理体制を構築する必要がある。なお、外部の主体に法令に基づく各種手続等を委託した場合においても、委託した内容を把握するとともに、当該外部の主体が実施した内容が法令等に照らして適切なものであるか確認することを通じ、不適切事項発生を防止する管理体制を構築する必要がある。

(以上)